

印西地区環境整備事業組合公告第16号

印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本設計検討準備業務委託（デザイン論）について、公募型プロポーザルを実施することから、次のとおり公告する。

令和6年6月5日

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正直



1 業務内容

(1) 業務名

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策基本設計検討準備業務委託（デザイン論）

(2) 業務内容（本業務の仕様書を参照のこと）

地域振興施設の基本設計（事業スキーム、導入機能及び施設規模等を最終決定）における主要事項の事前検討。

(3) 履行期間

契約締結日（令和6年7月31日の予定）の翌日から令和7年3月14日まで。

(4) 提案限度額

1,628,000円（うち消費税及び地方消費税の額148,000円）

2 参加方法

本業務の公募型プロポーザル募集要項を参照のこと。

3 契約方法

公募型プロポーザルの手続きにより選定された最優秀提案者との随意契約

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格要件は、次のとおりとする。

(1) 平成26年度以降において、集客施設（公園、道の駅、テーマパーク、宿泊施設及び各種店舗等）のデザイン検討に関する業務の受注実績を有する法人で、当該業務の実務経験を有する担当者を選任できること。

(2) 本業務の公告日から参加申し込みの手続き期限までの間において、次の①から⑤に掲げる事項のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することができないものとします。

また、参加申し込みの手続き後であっても、契約締結までの間において同事項のいずれか

に該当した者は、失格とします。

- ①印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は他の公共団体から同様の措置を受けている者。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ③手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- ④6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ⑤印西地区環境整備事業組合契約に係る暴力団対策措置要綱（平成29年訓令第1号）の別表に規定する措置要件に該当する者。

5 事務局（書類の提出先・連絡先）

〒270-1352

印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 次期施設推進室

電話：0476-46-2734

メール：jikisisetu@inkan-jk.or.jp

担当者：川砂・杉井・清宮